

牛由来の主な肥料

(資料1の別紙)

牛由来の肥料

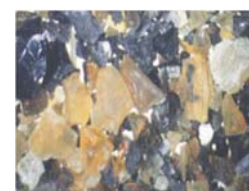
規制の状況	主な肥料の種類	原 料	製造方法
使用が認められているもの (仮に異常プリオンが含まれていても、加熱処理により不活化)	蒸製骨	骨	加圧蒸製して煮汁を抽出した残滓
	蒸製骨粉		
	蒸製蹄角	蹄、角	蹄や角を加圧蒸製
	蒸製蹄角粉		
BSE発生に伴い使用できなくなったもの	骨炭粉末	骨	焼却した後に粉碎
	化学肥料にこれらの肥料を配合した肥料	—	蒸製骨粉等と硫酸アンモニア、過りん酸石灰等の化学肥料を混合し、造粒等の加工
	肉骨粉	非食用の内臓・肉片・骨	加熱して動物用油脂を抽出した残渣
	肉かす粉末	生脂(食肉を整形・カットする際に生じる脂肪)	加熱して食用油脂を抽出した残渣
	膠かす	骨	加圧蒸製した煮汁から骨油を分離した後に濃縮
	乾血粉末	血液	加熱して凝固させた後に脱水・乾燥
	化学肥料にこれらの肥料を配合した肥料	—	—



肉骨粉



蒸製骨



蒸製蹄角粉

* SRMが含まれる牛の部位を肥料として利用することは不可。

平成25年2月19日付け24消安第5598号
「食品健康影響評価について」別紙5ページ

牛由来の主な肥料

(資料1の別紙)

牛由来の肥料

規制の状況	主な肥料の種類	原 料	製造方法
使用が認められているもの	蒸製骨	骨	加圧蒸製して煮汁を抽出した残滓
	蒸製骨粉		
	蒸製蹄角	蹄、角	蹄や角を加圧蒸製
	蒸製蹄角粉		
BSE発生に伴い使用できなくなったもの	骨炭粉末	骨	焼却した後に粉碎
	化学肥料にこれらの肥料を配合した肥料	—	蒸製骨粉等と硫酸アンモニア、過りん酸石灰等の化学肥料を混合し、造粒等の加工
	肉骨粉	非食用の内臓・肉片・骨	加熱して動物用油脂を抽出した残渣
	肉かす粉末	生脂(食肉を整形・カットする際に生じる脂肪)	加熱して食用油脂を抽出した残渣
	膠かす	骨	加圧蒸製した煮汁から骨油を分離した後に濃縮
	乾血粉末	血液	加熱して凝固させた後に脱水・乾燥
	化学肥料にこれらの肥料を配合した肥料	—	—



肉骨粉



蒸製骨



蒸製蹄角粉

* SRMが含まれる牛の部位を肥料として利用することは不可。